

京都府立医科大学看護学科紀要投稿規程

1. 原稿の種類

投稿原稿の種類は、論壇、総説、原著、研究報告、資料であり、それぞれの内容は以下のとおりである（図表を含む）。

【論壇】(Sounding Board)

保健看護領域や担当する専門領域に関する問題や話題や動向について、今後の方向性を指し示すような論述や提言（5頁以内）

【総説】(Review Article)

ある主題について研究論文、調査論文などを総括し、解説したもの（10頁以内）

【原著】(Original Article)

独創的な研究により、新しい知見を示した研究論文（10頁以内）

【研究報告】(Research Report)

研究結果の意義が明らかで、報告する価値が高いもの（10頁以内）

【資料】(Information)

保健看護領域や担当する専門領域に関連した活動・実践・調査データの報告等で、研究専門委員会において資料的価値があると認めたもの（7頁以内）

2. 投稿資格

本誌の投稿者は原則として本学の専任教員に限る。ただし、卒業生、大学院生、共同研究者等編集委員会が執筆を認めた者はこの限りではない。

3. 投稿論文の制約

論文は独創的な研究で、他誌に未発表のものに限る。また、倫理上問題となるものは採用しない。

4. 投稿論文の著作権（財産権）

本紀要に投稿された論文、抄録の著作権は、京都府立医科大学医学部看護学科に帰属する。

5. 執筆要領

- 1) 投稿原稿は和文もしくは英文のワープロ横書きで、A4版を用い、1頁は36字×30行（1080字）とする。原稿の長さは、原則として、希望する原稿の種類の頁数以内とする。なお、本誌1頁（原稿2枚分）は、A4版24字×45行の2段組となる。
- 2) 原稿の記述順序は、I) 表題、II) 著者名、III) 所属名、IV) 原稿の枚数及び図、表の数、V) 別刷30部を超えて必要とする数、VI) 希望する原稿の種類、VII) 要約、VIII) キーワード（3～5語）、IX) 本文、X) 文献とする。（I～VIは表紙として1枚にまとめる。）
また、和文の原稿にあっては、表題、著者名、所属名の英文訳を付すること。
- 3) 原則として、漢字は当用漢字、送りがなは新かなづかいを用いるものとする。略字は、国際的慣例に従い、単位又は単位記号は国際単位系による。欧文文字、算用数字は2字1コマとする。
- 4) 図、表は、1枚の用紙に1つずつ記載し、まとめて原稿の末尾に添付する。本文中には図、表が挿入されるべき位置を明記する。なお、図、表の大きさは指定がない限り「原寸大」とする。
- 5) 文献は本文の引用箇所の右肩に番号をつけ、本文の最後にその番号順に次の方法で記載する。
著者名は3名までを表記し、それ以上は“他”又は“et al.”を用いる。

記述順序は、雑誌の場合、著者名（西暦発行年）：論文表題、雑誌名、巻：最初頁－最終頁、とする。雑誌名の省略はIndex Medicus 及び日本医学雑誌略年表（日本医学図書館協会編）によるものとする。

単行本の場合は、著者名（西暦発行年）：書名（第何版）、引用頁、発行地：発行所とする。

例：雑誌の場合

金成由美子、安村誠司（2002）：高齢者における転倒予防介入プログラムの有効性に関する文献的考察、日本公衆衛生雑誌、49：287-304。

Polit, D. F., Gillespie, B. M. (2009) : The use of the intention-to-treat principle in nursing clinical trials, Nursing Research, 58 (6) : 391-399.

例：単行本の場合

宗像恒次（1996）：最新行動科学からみた健康と病気、10-20、東京：メディカルフレンド社。

6. 投稿原稿の提出

投稿原稿は、原稿1部と著者名及び所属名を削除した原稿のコピー2部を編集委員会に提出する。最終原稿提出時に、USBメモリ等の電子媒体（ファイル名「筆頭者（本文）」「筆頭者（図、表）」で保存したもの）を提出する。

7. 原稿の受け付けおよび採否

投稿原稿の採否は、査読を経て、編集委員会で決定し、投稿者に通知する。

また、編集委員会の決定により、投稿者に原稿の修正及び原稿の種類の変更を求めることがある。

8. 著者校正

原稿の校正は投稿者の責任において行い、原則として再校までとする。校正はすみやかに行い内容及び組版面積に影響を与える改変は許されない。

9. 掲載料等

論文の掲載料及び別刷30部までは無料とする。ただし、別刷の増刷は著者の負担とする。

10. その他

この規程に定めるもののほか、紀要の編集に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月12日から施行する。